

氏名	おかもとひろみち 岡本弘道
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第249号
学位授与の日付	平成15年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	琉球王国の形成及び発展に関する研究 ——明朝との関係を中心に——

論文調査委員 (主査) 教授 夫馬 進 教授 杉山 正明 教授 岩井 茂樹

論 文 内 容 の 要 旨

東シナ海海域の中心に位置する沖縄本島及びその周辺地域において、有力な海上交易勢力としての琉球が登場したのは、14世紀後半のことである。中山・山南・山北の各王がそれぞれ明朝に入貢する「三山」時代から第一尚氏王統、そして第二尚氏王統へと政権主体が移り変わってゆくなかで、琉球は明朝との「朝貢貿易」を基軸として広く日本・朝鮮・東南アジア諸国との交易活動を展開し、琉球王国として繁栄したとされる。この時代は、「古琉球」と称される。本論文は、如何にして琉球王国の国家形成及び展開が成し遂げられたのか、主に明朝との関係に注目して考察する。

第1章「明朝における朝貢国琉球の位置づけとその変化——四・一五世紀を中心に——」は、中国・琉球間の公式な関係の開始及び発展の原因を、主に明朝の対琉球優遇政策から分析・検討する。琉球の朝貢に対する事実認識については、従来の研究では多くの場合曖昧であるか、あるいは事実誤認を含んでいる。現存史料によって明朝への朝貢使節派遣の状況、及び朝貢品・附搭貨物の数量的変化を確認すると、琉球の対明朝貢の最盛期は洪武16年(1383)以降遅くとも1450年代までの間に設定される。これらの状況を左右した明朝の対琉球姿勢について分析・考察を進めた結果、その要因は倭寇を含む「対海寇政策」の転換に求められる。より直接にはその基軸であった対日本関係の閉塞によって対琉球優遇政策が開始され、中国沿岸における「海寇」活動の沈静化と明朝内部における朝貢の重要性の相対的低下が琉球に対する優遇政策の見直しを促した。対琉球優遇政策の内容としては、「朝貢不時」、海船の度重なる下賜、いわゆる「三十六姓下賜」など周知の事実に加えて、泉州(成化5・1469年以降は福州)とは別に瑞安からの入貢のため東安館駅を設置する等、明朝は琉球に対し比較的自由的な貢道の選択を認めていたことがわかる。これら対琉球優遇政策には、従来強力な王権が存在せず、中国との公的關係も存在しなかった東シナ海海域に新たな海上交易勢力を育成し、秩序の枠外にあった倭寇・海商等の「受け皿」とする意図があったと考えられる。そしてこれら明朝の優遇政策が、東アジアから東南アジアに至る琉球の海上交易活動の発展に大きく寄与したことは間違いない。しかし倭寇・海寇の活動が明朝にとって必ずしも脅威ではなくなると、琉球への優遇政策は次第に後退し、琉球の朝貢貿易活動も制約を受けることとなる。この明朝の姿勢変化を受けて、琉球は交易活動維持のために努力する一方、国内においては支配体制の整備、版図の拡大、中央集権化への動き等国家統合の流れを加速させてゆくこととなる、と論ずる。

第2章「明代初期における琉球の官生派遣について——『南雍志』にみる国子監留学生の位置づけとして——」は、従来は史料の乏しさから深く研究されなかった明朝初期の官生について、これまで参照されることのなかった明朝初・中期の南京国子監関係資料『南雍志』を利用して、その派遣実態を再検討し、琉球のみならず東アジア・東南アジア全体における意義を考察する。「官生」の概念は、当初から品官子弟とともに「外夷生」を含んでおり、またその「外夷生」は官生であるか否かに拘わらず、別格の扱いを受けていた。琉球官生の派遣は、(1)洪武25年(1392)以降宣徳元年(1426)に至るまで南京国子監にはほぼ必ず琉球官生が滞在し、(2)3年に一度「帰省」しつつ、長期にわたり国子監に滞在した琉球官生が多数確認でき、(3)三五郎臺のように官生であると同時に進貢使節の正使格を務める人物が見出される、などの特徴を持ち、従来のイメージ

とは相当に異なるものである。同時期に南京国子監に滞在した「外夷生」として、高麗・日本・雲南囉囉等の事例が確認できるが、その派遣・滞在意図を考察すると、琉球官生の場合は他の事例とは異なり、朝貢事務の補完に第一義的意義を見出しうる。一方明朝にとって琉球官生の存在は国内支配・対外政策の構築段階において非常に重要な意味を持つが、それらが一応の完成を見ると、その意義は相対的に低下していった、と述べる。

第3章「琉球王国の半印勘合と明朝の朝貢勘合との関係について」は、『歴代宝案』に収録される執照・符文中の「半印勘合」の性格について再検討し、明朝が朝貢国に発給した「朝貢勘合」との関係も含め整理考察する。日明通交における「勘合貿易」のイメージからか、朝貢使節の派遣には「朝貢勘合」が必要との観念は根強く、「半印勘合」の解釈は現在も混乱している。本章ではまず小葉田淳・安里延らの「半印勘合」に対する見解を再整理し、これが恐らくは明朝の制度に影響を受けた、しかし琉球側発給になる独自の制度であることを確認する。符文については万暦19年（1591）以降のみ文面からその存在が確認できるが、執照の「半印勘合」字号数を整理するとそれ以前から符文にも「半印勘合」が附されていたと考えるべきであり、古琉球期の海上交易の実態理解に有用な手掛かりと言える。また明朝側の文献にも琉球に「朝貢勘合」が発給されたとする記述が間々見られるが信頼性に乏しく、事実誤認と見なすべきである、と述べる。

第4章『『新興通商拠点国家』琉球の形成と展開について一比較対象としての哈密・マラッカを中心に一』では、琉球と比較しうる対象として哈密・マラッカを取り上げ、主に先行研究に依拠して整理した上で、これら三者が「新興通商拠点国家」として同一の概念で把握しうる存在であることを確認し、琉球王国の国家形成及び展開をアジア規模の歴史の変動の中で比較考察するための視角を模索する。これら三者には、(1)明朝成立後に登場した新興国家である、(2)交易上の要衝に位置し、交易ルートの結節点として重要な役割を担った、(3)明朝の強力な支援を得て急速に発展した、(4)明朝に頻繁に朝貢使節を派遣し、明朝の朝貢秩序の中で重要な役割を果たした、等の共通点が見いだせる。明朝の関与が後退する15世紀中葉以降、各々の周辺諸勢力の動向によって行く末は異なるものとなるが、明朝の関与と国家体制の整備・勢力拡大という観点から、これらの相互比較は有効であると主張する。

論文審査の結果の要旨

1879年、明治政府が沖縄県を置くことで完了した「琉球処分」によって、琉球は始めて完全に日本の版図に組み込まれる。それまでの琉球は実質的には薩摩の支配下にあったとはいえ、「琉球国」という一国をなしていたのであって、明清中国に対してはあくまで恭順な朝貢国として振る舞い、日本あるいは薩摩との関係はひた隠しにしていた。さらに言えば、1609年に薩摩の軍事侵略を受ける以前の時代にあつては、日本に従属しない国家として、明朝との朝貢貿易を基軸としつつ、広く日本・朝鮮・東南アジア諸国との交易活動を展開し、繁栄していた。この時代をとくに「古琉球」と呼ぶ。このため「琉球史」を研究するには、日本史の素養とともに中国史を中心とした東アジア史の素養が不可欠である。とくに「古琉球」の時代にかかわる主な文献は中国文献であるため、中国史籍についての基礎的知識と読解力は不可欠である。琉球史を東アジア世界全体の中で位置づけるべきであるとの提言が、主に日本史を主軸として研究する者から久しくなされながら、これまで必ずしも十分な成果があらわれなかったのは、琉球史と同時代である中国明清史についての理解が不十分であったこと、また明清史籍についての知識が欠けていたこと一因があったと言ってよい。

本論文は、この「古琉球」の歴史について、中国明清史および東アジア史についての理解を基礎とし、従来未紹介であった重要な明代史料を駆使することによって、これまでの研究の誤りを正すとともに、琉球史に一つの新しい展望を開くことに成功している。

本論文にはいくつかの創見が見られる。そのうちまず挙げるべきは、第2章「明代初期における琉球の官生派遣について一『南雍志』にみる国子監留学生の位置づけとして一」に示された諸見解であろう。明代南京に置かれた国立中央大学であった国子監には、琉球から留学生が派遣され、これが「官生」と呼ばれていたこと、これまでも周知のところであった。ところが史料の乏しさから、「官生」とは私費留学生に対する官費留学生のことではなかったかといった説が、高名な研究者によって唱えられるなど、その語義すら明らかではなかった。論者は『南雍志』、すなわち南京国子監の歴史と概要を記した明代史料を学界で初めて紹介することによって、そこに見える「官生」の用例から、それは「民生」が一般民間人からなる学生であったのに対して、皇帝による認可という特別枠で入学が許された学生のことであり、琉球官生とは「外夷生」の

一種にはかならないことを確定した。外夷生とは、明朝国内の少数民族の子弟および外国子弟の国子監生である。さらに洪武25年（1392）から宣徳元年（1426）に至るまで、南京国子監には琉球人のうち誰かがほぼ必ず官生として在籍していたこと、彼らは3年に一度は琉球へ帰省しつつも、ある学生に至っては20年間にわたって在学しつづけていたこと、またある学生は国子監生でありながら、琉球進貢使節の正使をも兼ねていたことなど、重要な事実を明らかにした。論者はさらに宣徳元年を最後に琉球官生の記載が見えなくなるのは、ほぼ同じ時期到北京遷都が確定的となり、しかも琉球官生の北京国子監への移籍が明朝に認められなかったことによって、もはや朝貢業務の遂行にとって彼らが南京国子監に在籍する必要がなくなったからではないかと論ずる。論者は、琉球官生の派遣目的を中国文化の摂取や語学の修得などととらえるよりも、朝貢業務の一手段というより政治的・経済的なものとしてとらえる。論者がここで論じた事実は、琉球官生といえまじく勉学のために留学していたとする従来の見解を覆すものである。彼らが貿易業務と不可分の関係にあった朝貢業務にたずさわっていたとの指摘は、琉球官生の研究さらにいえば琉球朝貢貿易の研究にとって、極めて斬新で説得力を持つものとして、高く評価しうるものである。

創見の第2として挙げるべきは、第1章「明朝における朝貢国琉球の位置づけとその変化——四・一五世紀を中心に——」に盛られた諸見解である。古琉球の時代、琉球は仲介貿易によって繁栄したが、その基礎となったのは明朝との朝貢貿易であった。論者はまず貿易統計表を作ることによって、琉球の対明朝貿易は1430年頃をピークとして激減していったとする。これにより、従来通説として琉球の海上交易を衰退に導いた要因として挙げられていたもの、たとえば明朝の海禁政策が形骸化して中国商人自身が海上交易に乗り出したことにより、琉球の利を奪ったなどの要因は、すべて16世紀以降に当てはまるものでしかないとして退ける。そして対明朝貿易の推移の要因は、明朝側の対外政策に求められねばならないとする。傾聴に価する問題設定である。このような問題設定にたつたうえで論者は、明初から1450年頃までに明朝が琉球にとつた貿易優遇策の一つ一つを仔細に検討する。この検討のなかでも興味深いのは、「閩人三十六姓の下賜」問題である。琉球で貿易や外交にたずさわっていたのは、「久米村」に居住していた渡来中国人集団であったが、ある文献によれば彼らは明初に洪武皇帝から琉球で働くように下賜された人々であり、これは伝説ともなっていた。ところが『明実録』という同時代の根本史料に該当する記事がないことから、この下賜を否定する論説が近年有力であった。これに対し論者は、『歴代宝案』の中に琉球在住の中国姓の者が通訳業務にたずさわっており、彼が明朝から「優免差役」を受けていたとする文書を見出した。明代では軍戸、匠戸など、国家に対する特定の職役を担った戸には、その職役負担を考慮して通常の雑役が免除されていた。論者は、「三十六姓」も国家の職役を果たさせるべく、琉球の進貢業務に従事させようとする優遇策の一環として派遣された者たちであった、と想定する。これも中国史、なかでも明朝史の理解なくしては生まれない発想であり、説得的である。これら対琉球優遇政策は、倭寇に悩む明朝にとって東アジア海域に新たな海上交易勢力を育成し、秩序の枠外にあった倭寇・海商等の「受け皿」とする意図によるものではなかったか、との論者の想定も、十分に説得力を持つものと言いうる。

第3章「琉球王国の半印勘合と明朝の朝貢勘合との関係について」において、執照と符文とに通し番号が付けられており、符文にも「半印勘合」が附されていたと主張するのは一つの発見であるが、勘合制度の問題への切り込みとしてはまだ弱い。また第4章「『新興通商拠点国家』琉球の形成と展開について—比較対象としての哈密・マラッカを中心に—」は、琉球の国家形成を内陸アジアのハミおよび東南アジアのマラッカと対比して考察しようとする点で、極めて意欲的ではあるが、なお問題提起の域を大きくは出ない。さらに、中国史料の解釈についても、なおいくつか誤りがある。しかしこれらの問題は、論者が本論において示した大きな功績をもってすれば、補って余りあるものと言うべきである。また、ここで提起された問題は、論者本人の今後の研鑽によって必ずや大きな成果をもたらすものと期待できる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2003年3月3日に調査委員3名が、論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。